

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

December 2020

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



▶ 前書き

各種契約を締結した場合に課される地方税の一つが印紙税です。日本と同様、印紙税法に規定される各種契約に対して一定税率または税額の税金が課され、原則として、該当金額の印紙を貼付する必要があります。

最近、この印紙税の納付漏れにかかる税務調査が増えており、罰則を受けるケースも見受けられます。

今回は、この印紙税の制度概要について、特殊なケースを含めてご説明いたします。

▶ 今回伝えたいポイント

- ▶ 印紙税が必要な場合(契約書作成地主義)
- ▶ 契約種類ごとの税率及び税額
- ▶ 契約作成地の証明
- ▶ 印紙税の納税方法
- ▶ 特殊なケース: 契約金額が決まっていない場合の印紙税の対応
- ▶ 罰則規定

台湾における印紙税の概要

印紙税の課税原則

印紙税とは、中文は「印花稅」で、「印花稅法」に基づいて、課税案件に該当する一定の文書(課税文書)に対して課される税金です。税金の種類には、国が徵収主体となる国税と、各市等の地方政府が徵収主体となる地方税があり、印紙税は地方税の一種です。

まず、最初に重要なことは、印紙税は契約書作成地主義を原則として課税がされる点です。つまり、契約に定められる取引がどこで実施されたかに関係なく、契約書がどこで作成されたかによって課税がなされます。ここで、「契約書が作成された」とは、一般的に契約書の署名または捺印がどこでなされたかを指します。また、仮に、契約書や証票が一式二部以上の正本の場合、すべて印紙税を納付する必要があり、たとえ副本または妙本であっても正本と同様に印紙税を納付する必要がある点、留意が必要です(印紙稅法第12条、第13条、第14条、財政部760226台財税第7577149号)。



各種契約種類ごとの印紙税の納税義務者と税率または額

印紙税の税率または税額は、各契約種類ごとに定められています。

種類	範囲	納税義務者	税率/税額	備考
金銭領収書	金銭を受け取ってから発行する書類、帳簿、通帳	領収書発行者	0.4%	例外: 入札募集人が受領した入札保証金の領収書の印紙税率については0.1%
請負契約	当事者の一方が相手のために、ある指定された作業を行うことを約定する契約。	契約者又は領収書発行者	0.1%	契約例: 各種工事請負契約、印刷物請負契約、及び代理加工契約等
不動産抵当、譲渡及び分割契約	抵当権の設定及び売買、交換、贈与、不動産分割の際に発行する、主務官庁に所有権を登記する際に必要な物権登録申請の契約書	契約者又は領収書発行者	0.1%	
動産売買契約	動産を売買する際に作成された契約書	契約者又は領収書発行者	新台幣12元/件	

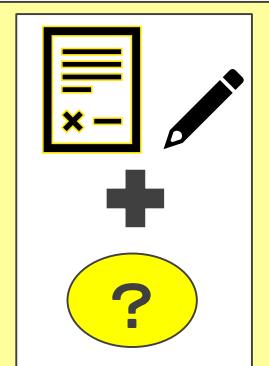
台湾における印紙税の概要(続)

契約締結場所の証明

印紙税は契約書作成地主義を原則として課税がなされる点、前述の通りですが、ここではどのように契約締結場所を証明するかについて説明します。例えば、日本の会社と台湾の会社との請負契約について、契約書をそれぞれ保管する場合に、もし日本側で契約が締結されていたとしても、台湾で保管されている契約書に印紙税が貼付されていない状態で税務調査を受けた場合には、日本で契約書が締結されたことを証明する必要があります。一般的に、契約書の締結地を証明する手段には以下の方法が考えられます。

一般的に考えられる契約書作成場所の証明手段

- ▶ 契約書締結時のメモを残しておく。例えば、いつ、どこで、だれがどのように締結したかについて付記をしておく
- ▶ 契約書内に契約書締結場所を明記しておく
- ▶ 契約書作成国の在外公館の認証を受け、その証票を保管しておく
- ▶ 契約書締結時の写真をとておく など。



印紙税の納税方法

印紙税は対象となる契約ごとに納付する必要があります。そのため、契約種類によっては印紙の貼付が煩雑となり、これを考慮して、実際に貼付する方法以外にも、納付書を使用する方法、まとめて納付する方法が認められています。一般的な納税方法は以下の通りです。

方法①

印紙の貼付を行う方法

- ▶ 郵便局において印紙を購入する
- ▶ 額面1~200元等の印紙を課税文書の証憑に貼りつける
- ▶ 消印を行う
- ▶ 消印にかかる参考(財政部のホームページより)
<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/web/ETW118W/CON/407/9113707579716737363?tagCode=>

方法②

納付書を使用する方法

- ▶ 課税文書の要納付税額が多額であり、印紙を貼りつけることが煩雑となる場合は、徴税機関へ納付書による印紙税の納付を申請する
- ▶ 納付後、税納付済証憑の「証明部分」を課税文書へ貼付する

方法③

まとめて納付する方法

- ▶ 印紙税の課税文書が多く、課税文書に印紙を貼付し消印することが煩雑となる場合、徴税機関へ期ごとにまとめて納付することを申請する
- ▶ 期ごとにまとめて納付することが許可された場合、2か月を一期とし、それぞれ奇数月の15日より前に、会社自ら要納付額または預かり印紙税を計算し、納付書に記載をして銀行において納付を行う
- ▶ また同期限内に印紙税のまとめ納付用の申告書に記載し、徴税機関へ申告を行う

台湾における印紙税の概要(続)

特殊なケース

納税方法は前述の通りですが、それでは、例えば最初に基本契約書のみを締結し、以降、発注書等を介して一つの契約書から複数取引が発生することにより契約額が定まらない場合の対応はどうすべきでしょうか。印紙税法20条及び同施行細則9条に基づきますと、以下の2点が想定されます。

- 毎回の支払額に基づき、その都度印紙を貼付する(印紙税法第20条)

- 契約価額の総額を見積り、先に印紙を貼り付け、契約の履行が終了した後に実際の金額に基づき差額を追加納付する(印紙税法施行細則第9条)

印紙税にかかる罰則規定

法に従って印紙税が納付されていない場合、それぞれ納付されていない状況に応じて、罰則規定が設けられています。

法令	状況	罰則内容
印紙税法 23条1項	印紙税法8条第1項または第12条から第20条の規定に違反して、印紙を貼っていない、または印紙に不足がある場合	不足した印紙を貼り付けるほか、印紙を貼り漏れた税額の5倍から15倍の罰金を処す
同2項	納付書にて合計額を納付する場合で、納付期限を過ぎた場合	「税捐稽徵法第20条(※)」に基づき処理され、また、状況によって滞納税額の1から5倍の罰金を処す ※2日ごとに滞納金額の百分の1の滞納金を追加課徴し、さらに30日を過ぎても納付しない者について強制執行を実施
同3項	第4条の規定(権利義務の消滅後、保存期間を2年間とする。)に違反した場合	漏れた税金について第1項の罰金を処すほか、その状況によって千元以下の罰金を処す
印紙税法 24条1項	第10条(印紙の消印)の規定に違反した場合	その状況によって、印紙の消印をしていない、または消印が規定に従っていないその印紙税額の5から10倍の罰金を処す
同2項	第11条の規定(印紙の重複使用)に違反した場合	その状況によって重複使用した印紙額の20から30倍の罰金を処す

終わりに

印紙税は、契約書作成地主義によって課されます。そのため、特に台湾国外との契約で当該契約書が台湾国外で作成された場合であっても、まずは契約書が国外で作成された点についていかに合理的な証明を行うことができるか重要となります。また、印紙税の課税範囲の規定は、比較的広く設けられていることから、課税される契約なのか、どのように納税すべきか等もポイントとなります。後で罰則を受けないためにも、特に金額が大きい契約については会計事務所に確認することが重要となります。

弊所にもお気軽にお問い合わせください。

JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けにその時の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウィルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント
2020年3月②	新型ウィルスリスク回避一株主総会の開催方法整理
2020年3月①	新型ウィルス関連特別条例、会社法22条-1、237条
2020年2月	未処分利益に対する追加税金の控除優遇措置

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの
関連サービス専門担当までご
連絡をください。

安永聯合會計師事務所**企業稅務サービス**

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
Heidi.Liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
Yishian.Lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
Sophie.Chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
ChienHua.Yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
Anna.Tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
Michael.Lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
Ben.Wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
Kelvin.Tsao@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理
02 2757 8888 # 88880
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto>Masato.Horii@tw.ey.com)

EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005595
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律及び
その他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場
合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

